

## 傷害ユニットの内容【企業包括方式】

保険金の種類	お支払いする保険金の内容	保険金をお支払いできない主な場合
①死亡(補償)保険金(注1)	業務中(注2)のケガなど(注3)(ワイドプランの場合は業務外のケガも対象とすることができます。)により、事故発生日からその日を含めて180日以内に亡くなられた場合、死亡・後遺障害(補償)保険金額の全額をお支払いします。	<b>&lt;①から⑥まで共通の事由&gt;</b> ●ご契約者または被保険者の故意 ●補償対象者の故意または重大な過失 ●補償対象者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為によるケガなど ●補償対象者の無免許運転、酒酔い運転をしている間のケガなど ●地震、噴火、津波、戦争、核燃料物質によるケガなど ●アスベスト(石綿)またはアスベスト(石綿)を含む製品の発ガン性その他の有害な特性 ●補償対象者が山岳登山(ピッケルなど登山道具を使用するもの)、ポプスレー、スカイダイビングなど搭乗その他これらに類する危険なスポーツを行っている間のケガなど ●補償対象者に対する刑の執行 ●補償対象者が道路以外の場所で行う自動車、バイクなどによる競技、競争、興行中のケガなど ●補償対象者が航空機(航空運送事業者の路線便を除きます。)を操縦中のケガなど <b>&lt;①から⑤までに適用される固有の事由&gt;</b> ●補償金を受け取るべき者の故意または重大な過失 ●むちうち症または腰痛などでそれらの症状を裏付けるに足る医学的他覚所見のないもの ●補償対象者の脳疾患、病気(業務上の症状を除きます。)または心神喪失 ●補償対象者の妊娠、出産、流産または外科的手術その他の医療処置 など
②後遺障害(補償)保険金	業務中のケガなど(ワイドプランの場合は業務外のケガも対象とすることができます。)により、事故発生日からその日を含めて180日以内に第1級から第14級の後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害(補償)保険金額の4%~100%をお支払いします。 <b>[ご注意]</b> エコノミープランでは第1級から第7級の後遺障害が生じた場合に、死亡・後遺障害(補償)保険金額の42%~100%をお支払いします。ただし、1級から7級に該当しない場合でも1回の事故で8級から14級に該当する後遺障害のみが2種類以上生じた場合で、8級に該当する後遺障害が2種類以上あるときには、保険金をお支払いします。	
③入院(補償)保険金	業務中のケガなど(ワイドプランの場合は業務外のケガも対象とすることができます。)により入院された場合、事故発生日からその日を含めて180日以内の入院に対し、入院日数1日につき入院(補償)保険金日額をお支払いします。	
④手術(補償)保険金	入院(補償)保険金をお支払いする場合で、業務中のケガなど(ワイドプランの場合は業務外のケガも対象とすることができます。)により治療のため事故発生日からその日を含めて180日以内に所定の手術を受けたとき、その手術の種類に応じて入院(補償)保険金日額の10倍、20倍または40倍をお支払いします。ただし、1回の事故につき1回の手術に限ります。	
⑤通院(補償)保険金	業務中のケガなど(ワイドプランの場合は業務外のケガも対象とすることができます。)により医師の治療を受けたとき、平常の生活または業務ができる程度に治った日までの通院日数(往診日数も含みます。)1日につき、90日を限度として通院(補償)保険金日額をお支払いします。ただし、事故発生日からその日を含めて180日以内の通院が対象となります。 <b>[ご注意]</b> 次のような通院は、平常の生活または業務に支障がある通院ではないため、すべて通院(補償)保険金のお支払いの対象となりません。 ○回復程度を確認するための通院 ○薬剤や診断書の入手、検査その他医師によるケガなどの治療行為を伴わない通院 ○ケガなどが治った後または医師によるケガなどの治療行為が終了した後の消毒や包帯の取替えなど、簡易な処理だけの通院	
⑥臨時費用保険金(ワイドプランのみ)	業務中のケガなどにより事故発生日からその日を含めて180日以内に亡くなられたり、後遺障害が生じた場合、貴社が臨時に負担する費用(注4)について臨時費用保険金額を限度に臨時費用保険金をお支払いします。また、業務外のケガや病気により亡くなられた場合は、貴社が臨時に負担する費用について10万円限度に臨時費用保険金をお支払いします。	

※お選びいただくコース(下記ご参照)によっては、上記の補償内容と異なる場合がございます。詳しくは取扱代理店または日本興亜損保までお問い合わせください。  
 ※ケガをされた時に、既に存在していたケガや後遺障害、病気の影響などにより、または、ケガをされた後にその原因となった事故と関係なく発生した別のケガや病気の影響によって、ケガの程度が重くなったときや治療期間が長くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。  
 (注1)既にお支払いした後遺障害(補償)保険金がある場合は、その金額を差し引いてお支払いします。  
 (注2)出退勤途上を含みます。(以下同じです。)  
 (注3)偶発的な事故によるケガ(細菌性食中毒およびウイルス性食中毒を含みます。)または業務上の症状(偶然かつ外来によるもの、労働環境に起因するもの、その原因の発生が時間的および場所的に確認できるもの)のすべてを満たすものに限り、具体的には、熱中症、しもやけ、潜水病などが該当します。)をいいます。(以下同じです。)  
 (注4)葬儀費用、香典、救援者費用、代替者の求人に関する費用など、事故発生日(亡くなられた場合は亡くなられた日)からその日を含めて180日以内に支出した費用に限ります。

### 事業者経由支払方式でご契約の場合

事業者経由支払方式でご契約いただく場合、貴社において災害補償規程などを制定していることが前提となります。ご契約時には、貴社の災害補償規程などの最新内容を確認するため、災害補償規程などの写しをご提出ください。

- ①原本の写しに間違いのないことの確認のために、その余白部分にご記名・ご捺印をいただきます。  
 ②新規契約時、更改時、契約内容変更時(災害補償規程の変更を伴うもの)を問わず、写しをいただきます。

貴社において災害補償規程などを制定済みの場合には…	災害補償規程などの内容にあわせて契約内容(補償対象者の範囲、補償内容、ご契約金額など)を設定ください。
貴社において災害補償規程などを新規導入の場合には…	①原則として締結する契約内容(補償対象者の範囲、補償内容、ご契約金額など)と災害補償規程などの内容が一致するように制定ください。また、貴社において補償責任が重複する他の保険契約(労働災害総合保険、総合福祉団体定期保険など)がある場合は、それらすべての契約のご契約金額の合計額と一致するように制定ください。 ②貴社においては、災害補償規程などの内容を社内通達などにより役職員に周知し、かつ、事業所に掲示または備え付けて、いつでも閲覧できる状態としてください。

この保険によりお支払いする保険金の額は、ご契約金額または災害補償規程などに定める補償金の額のいずれか低い額を限度とします。なお、重複保険契約(労災総合保険、総合福祉団体定期保険など)がある場合で、それにより支払われるべき保険金の額とこの保険により支払うべき保険金の額の合計額が災害補償規程などに定める補償金の額を超過する場合は、重複保険契約から支払われる保険金などの額と合わせて災害補償規程などに定める補償金の額を限度にお支払いします。

### 主なご契約コースのご案内例

ご契約時に次のようなご契約コースをお選びいただけます。

**【ワイドプラン用コース別ご契約金額一覧表】**

		ご契約コース	A1X	A2X	A3X	A4X	A5X	A6X
役員	業務中・業務外のケガなど	死亡・後遺障害	500万円	500万円	1,000万円	1,000万円	2,000万円	2,000万円
		入院日額	3,000円	5,000円	5,000円	10,000円	5,000円	10,000円
		通院日額	2,000円	3,000円	3,000円	5,000円	3,000円	5,000円
	臨時費用	死亡・後遺障害	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円
従業員	業務中のケガなど	死亡・後遺障害	500万円	500万円	1,000万円	1,000万円	2,000万円	2,000万円
		入院日額	3,000円	5,000円	5,000円	10,000円	5,000円	10,000円
		通院日額	2,000円	3,000円	3,000円	5,000円	3,000円	5,000円
	臨時費用	死亡・後遺障害	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円

**【エコノミープラン用コース別ご契約金額一覧表】**

		ご契約コース	C1Z	C2Z	C3Z	C4Z	C5Z	C6Z
役員	業務中のケガなど	死亡・後遺障害	500万円	500万円	1,000万円	1,000万円	2,000万円	2,000万円
		入院日額	3,000円	5,000円	5,000円	10,000円	5,000円	10,000円
		通院日額	2,000円	3,000円	3,000円	5,000円	3,000円	5,000円
従業員	業務中のケガなど	死亡・後遺障害	500万円	500万円	1,000万円	1,000万円	2,000万円	2,000万円
		入院日額	3,000円	5,000円	5,000円	10,000円	5,000円	10,000円
		通院日額	2,000円	3,000円	3,000円	5,000円	3,000円	5,000円

※その他のご契約コースなどの詳細については取扱代理店または日本興亜損保までお問い合わせください。